

下山田小学校いじめ防止基本方針

平成30年4月10日

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす、絶対に許されない行為である。しかし、いじめはいつでもどの学校でも起こり得る。誰もがいじめの加害者にも被害者にもなり得る可能性がある。万一、いじめが発生した場合には、できる限り早期に発見し、全職員で情報を共有するとともに、直ちにその解決に向けて取り組まなければならない。いじめは簡単には解消せず、いじめが解消したと思われても、一定期間（3ヶ月）の徹底した経過観察が必要である。また、いじめかどうかははっきりしないケースでも、いじめではないかという前提で対応することが、いじめから被害者を守り抜くという基本姿勢を貫くことになる。このような基本的な考え方を基に、学校は、教育活動のすべてを通していじめの未然防止に努めなければならない。児童一人ひとりが大切にされているという実感を持ち、互いに認め合える人間関係をつくり、誰もが集団の一員としての自覚を高める学校づくりを進めたい。

2 いじめの定義

児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。ただし、いじめを受けている児童が心身の苦痛を感じていないこともあり得る。

3 いじめ対策委員会

○構成 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導、養護教諭、当該学級担任、SSW等

○役割

(1) 下山田小学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施および進捗状況の把握

(2) 教職員の共通理解

下山田小学校いじめ防止基本方針を教職員に周知するとともに、全教職員が共有すべき情報を収集する。

(3) 児童、保護者、地域への情報発信

下山田小学校いじめ防止基本方針について、懇談会、学校便りやホームページを通して、入学時・各学年当初に発信し、啓発に努める。

(4) いじめへの対応

4 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

イ 児童のがんばりを認め、自己肯定感を育む授業づくりを進める。

ウ 道徳教育、人権・同和教育の充実を図り、人を思いやる心情を培う。

エ 情報モラル教育を推進し、ネットいじめを防ぐ。

- オ たてわり活動を推進し、児童のつながりを深める。
- カ 心と体の成長を目指し、発達段階に応じた保健指導を進める。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的に行う。
- イ 児童、保護者との信頼関係づくりに努め、相談しやすい雰囲気づくりを進める。
- ウ 児童の実態把握に努める。

(3) いじめに対する早期対応の取組

- ア いじめを発見または通報を受けたら、早急に校長へ報告する。校長はいじめ対策委員会を開き、事実確認を進めるとともに今後の取組について協議する。
- イ 市教委へ第1報を電話連絡する。今後の取組等は詳細に記録する。
- ウ いじめを受けた児童を守り通すという姿勢で対応する。
- エ 加害児童へは、教育的配慮のもとに毅然とした指導を行う。
- オ 全職員で共通理解を図り、保護者の協力を求め、関係機関と連携する。
- カ いじめの解消を目指した集団づくりを進める。
- キ 継続的な指導に努め、次の2点によりいじめ解消を確認する。
 - ・いじめがなく3ヶ月以上経過している。
 - ・被害児童が苦痛を感じていない。

5 重大事態への対応

- (1) いじめによる不登校(30日以上欠席)等の重大事態が生じた場合は、速やかに市教委へ報告する。
- (2) 事案に応じて、いじめ対策委員会に適切な専門家を加える。
- (3) 被害児童、保護者に対して適切な情報提供に努める。いじめが疑われる事案では、いじめはなかったと安易に結論づけず、いじめがあったのではないかという姿勢で調査を徹底し事実確認を行った上で、いじめの有無を判断する。
- (4) 重大事態が発生した要因を明確にし、取組の改善を図り今後同様な事態の発生を防ぐ。
- (5) 嘉麻市いじめ対策第三者委員会が設けられた場合は連携、協力して対処する。

6 学校の取組の検証・見直し

- (1) 下山田小学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止対策の取組はPDCAサイクルで見直し、実効性を高める。
- (2) いじめ防止対策を学校評価の項目に加え、その評価結果を学校関係者評価委員会等で公表する。